

# 美馬市耐震改修促進計画

平成20年3月

(令和4年3月改訂)

美馬市

# 目次

---

第1章	計画の基本方針	1
1.	計画の背景	1
2.	計画の目的	2
3.	計画の位置づけ	2
4.	計画の対象期間	2
第2章	徳島県及び本市の地震環境	3
1.	想定される地震の規模	3
(1)	南海トラフの地震	3
(2)	中央構造線・活断層地震	5
2.	想定される被害の状況	7
(1)	過去の地震による被害状況	7
(2)	本市で想定される被害状況	8
第3章	耐震化の状況と目標	9
1.	耐震化を取り巻く状況	9
(1)	人口の推移と将来推計	9
(2)	高齢化の進行	10
2.	特定建築物の耐震化	11
(1)	耐震化の状況	11
(2)	目標	12
3.	住宅の耐震化	13
(1)	耐震化の状況	13
(2)	木造住宅の耐震化に関する事業の実績	13
(3)	目標	14
第4章	「死者ゼロ」を実現するための施策	15
1.	建築物に対する取組	15
(1)	基本的な取組方針	15
(2)	耐震診断を義務付ける建築物	15
2.	住宅に対する取組	17
(1)	基本的な取組方針	17
(2)	命を守る取り組み	18
(3)	情報提供と普及啓発	19
第5章	地震に対するその他安全対策	22
1.	空き家対策の取組	22
(1)	空き家の現状	22
(2)	空き家施策との連携	23

2.	危険なブロック塀の改善.....	24
3.	ハザードマップや防災マップの公表.....	25
4.	地震保険への加入促進.....	25
第6章	「死者ゼロ」を実現するための体制づくり.....	26
1.	基本的な方針.....	26
(1)	所有者等の自助努力.....	26
(2)	所有者等への支援.....	26
2.	役割分担.....	26
(1)	県との連携.....	26
(2)	関係団体との連携.....	27
(3)	自主防災組織等との連携.....	27
(4)	福祉部局との連携.....	27
第7章	その他.....	28
1.	耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等.....	28
(1)	指導・助言の方針.....	28
(2)	指示の方針.....	28
(3)	公表の方針.....	28
2.	建築基準法による勧告又は命令等.....	28

## 第1章 計画の基本方針

---

### 1. 計画の背景

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までに起こった多くの地震により、我々の生活は多大な被害を受けています。なかでも平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震による建築物の倒壊、火災により多くの尊い人命を奪い、甚大な被害をもたらしました。地震発生時刻が早朝であり、多くの方が就寝中であったことから、耐震性の低い建築物の倒壊によって亡くなられた方が全体の8割を占めるといわれています。建築物の被害の傾向をみると、新耐震基準が導入された昭和56年6月より前に建築された建築物に被害が多く見られました。

こうした教訓を踏まえて成立した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が、平成7年12月25日に施行され、多数の者が利用する建築物（特定建築物）の所有者に耐震診断・耐震改修の努力義務が課されることとなりました。その後発生した新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などを受けて、平成18年1月26日に施行された同法の改正では、特定建築物の対象に道路閉塞させる住宅・建築物が追加されるなど対象が拡大されるとともに、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県及び市町村は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針において、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められました。

これを受けて、平成20年3月に大地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命・財産を守ることを目的として「美馬市耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を受け、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月25日に施行された同法の改正では、全ての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなりました。

さらに、平成30年6月に発生した大阪府北部地震におけるブロック塀等の倒壊被害等を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、平成31年1月に耐震改修促進法施行令及び施行規則の一部を改正し、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建築物本体と同様に耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けられました。

本市においても、法改正や当初計画策定以降の耐震化の取組や状況の変化を受け、耐震改修促進計画を改定し、さらなる耐震化の促進を図ってまいります。

## 2. 計画の目的

「美馬市耐震改修促進計画」は、市民の命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑える耐震診断・耐震改修等の「耐震化」や命を守るためのより負担の少ない取組である「減災化」について、県や関係団体が連携しつつ総合的・計画的に促進するための基本的な枠組を定めることを目的としています。

## 3. 計画の位置づけ

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定する本計画は、「徳島県耐震改修促進計画」を基礎とし、「美馬市国土強靱化地域計画」「美馬市地域防災計画」等を関連計画として、住宅・建築物の耐震改修等に関する施策の基本的な方向性を示すものであります。

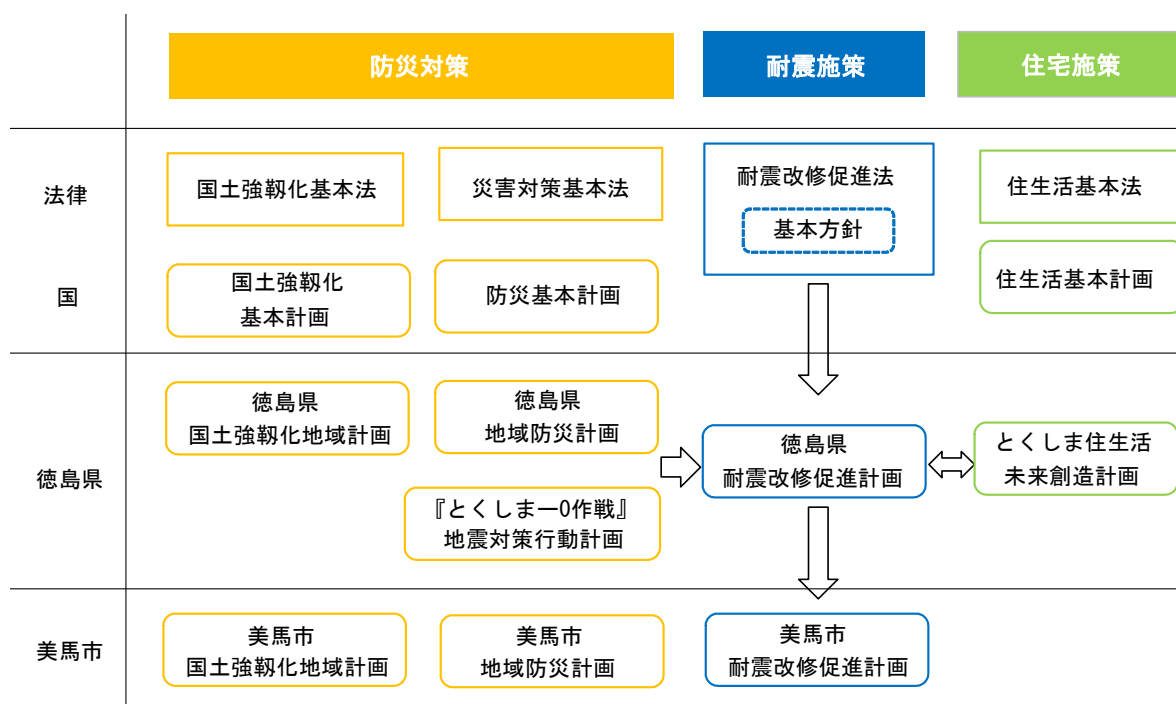


図1-1 美馬市耐震改修促進計画の位置付け

## 4. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。  
 なお、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じ、計画内容の検証を行います。

## 第2章 徳島県及び本市の地震環境

### 1. 想定される地震の規模

#### (1) 南海トラフ地震

『南海トラフ地震』とは、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。

歴史的に見て、100～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。

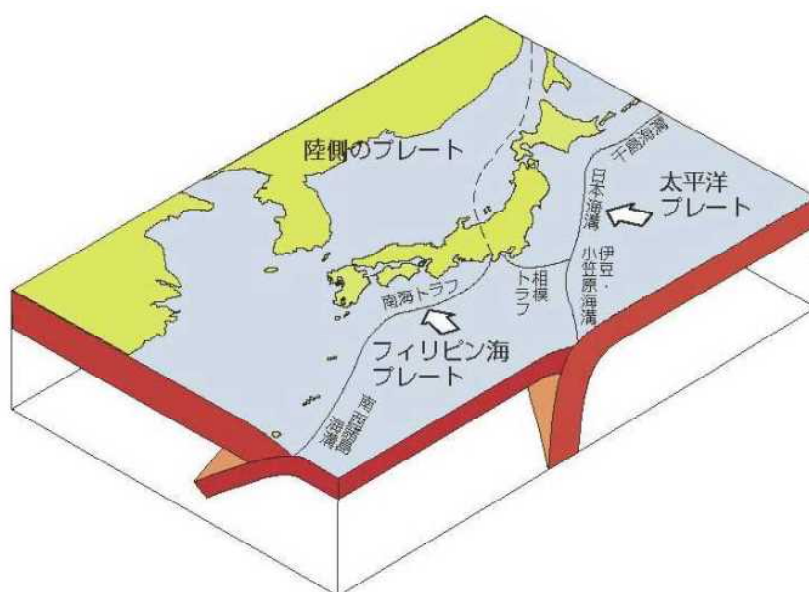


図2-1 日本列島とその周辺のプレート  
(「平成18年版防災白書」内閣府編より)

#### ア. 地震規模と発生確率

『南海トラフ地震』の地震規模と発生確率は、政府の地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

表2-1 南海トラフ地震規模と発生確率

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 30年以内
南海トラフの地震	M8～M9クラス	70%～80%

資料：(活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(令和3年1月1日)による

## イ. 震度分布

『南海トラフ地震』のうち、東海～日向灘のすべての震源域で同時に地震が発生する『南海トラフ巨大地震』における震度分布の想定は次のとおりで、県内の震度は全域で震度6弱から震度7と予測されています。

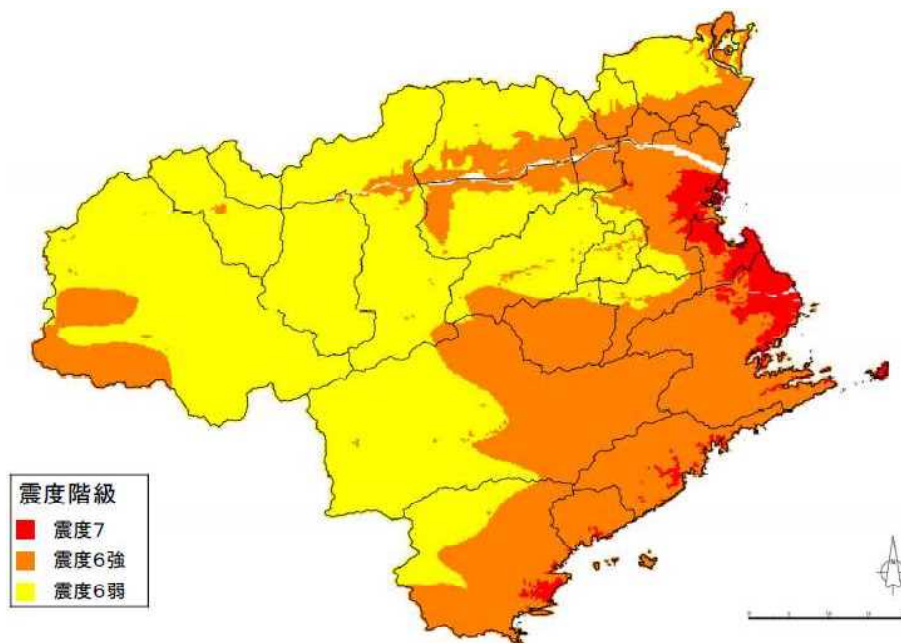


図2-1-3 : 南海トラフ巨大地震による震度分布

## ウ. 液状化危険分布

『南海トラフ巨大地震』が発生した際、沿岸部及び吉野川に沿って液状化の危険度が極めて高いと予測されています。

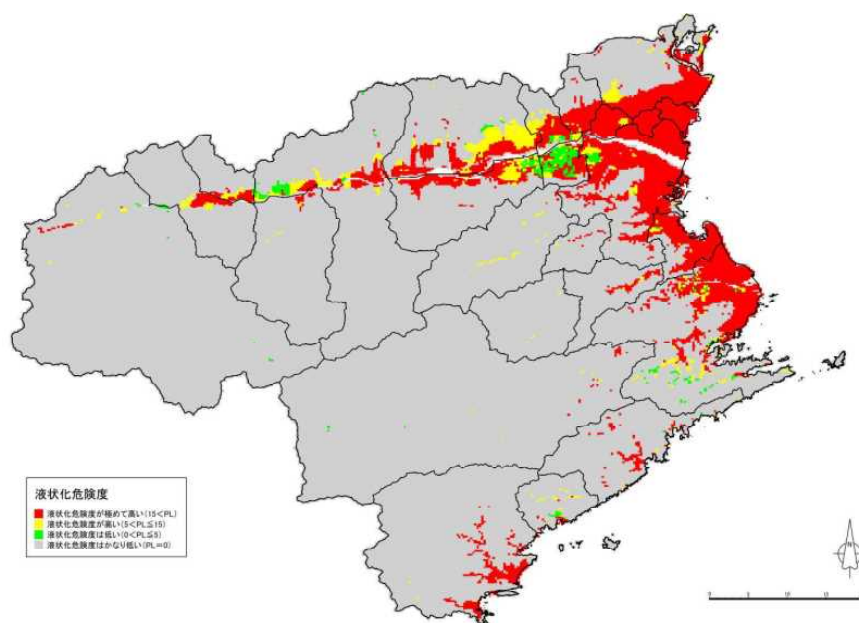


図2-3 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布

## (2) 中央構造線・活断層地震

国内最大級の活断層である『中央構造線断層帯』を震源とする直下型地震で、長い年月をかけて大陸プレートにたまった「ひずみ」が限界に達したとき、プレート表面付近の岩盤が壊れて、ずれ動くことで活断層地震が発生します。

発生確率は低いとされていますが、「熊本地震(H28)」や「鳥取県中部地震(H28)」、「大阪府北部地震(H30)」と、近年、断層型の地震が相次いで発生しているため、活断層地震への備えも必要とされています。



図2-4 中央構造線断層帯

### ア. 地震規模と発生確率

『中央構造線・活断層地震』の地震規模と発生確率は、地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

また、中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から大分県の由布院に達する長大な断層帯で、四国北部を東西に横断しており、本県に関係するのは、

- ・ 讃岐山脈南縁東部区間  
(徳島県鳴門市付近の鳴門断層から美馬市付近の井口断層に至る区間)
  - ・ 讃岐山脈南縁西部区間  
(徳島県美馬市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間)
- となります。

表2-2 中央構造線・活断層の地震規模と発生確率

領域又は地震名	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 30年以内
中央構造線・活断層地震		
讃岐山脈南縁東部区間 (鳴門市付近～美馬市付近)	M7.7程度	1%以下
讃岐山脈南縁西部区間 (美馬市付近～愛媛県新居浜市 付近)	M8.0程度もしくは それ以上	ほぼ0%～0.4%

資料：(活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(令和3年1月1日)による



## イ. 震度分布

『中央構造線・活断層地震』における震度分布の想定は次のとおりで、県内の震度は震度4から震度7と予測されています。

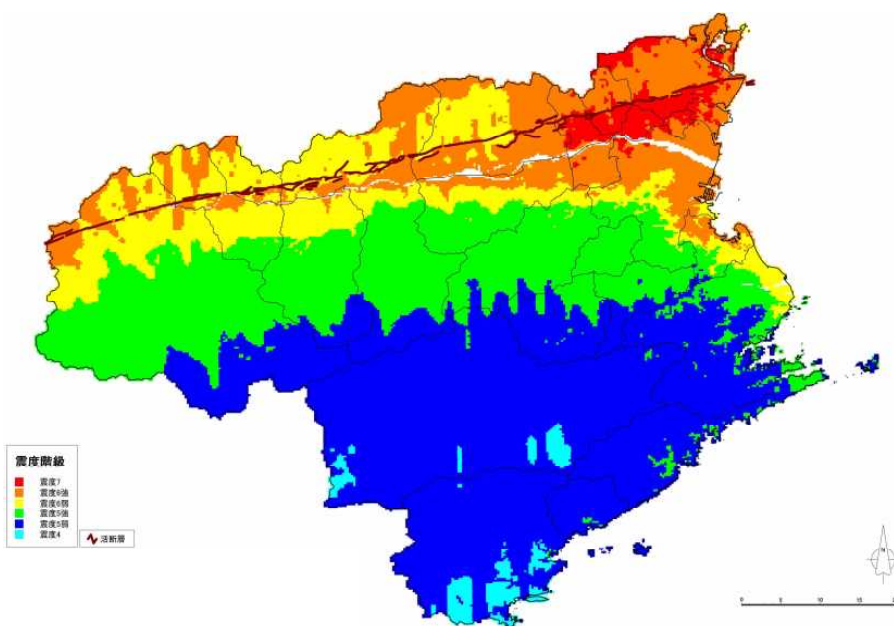


図2-5 中央構造線・活断層地震による震度分布

## ウ. 液状化危険度分布

『中央構造線・活断層地震』が発生した際、吉野川に沿って液状化の危険度が極めて高いと予測されています。

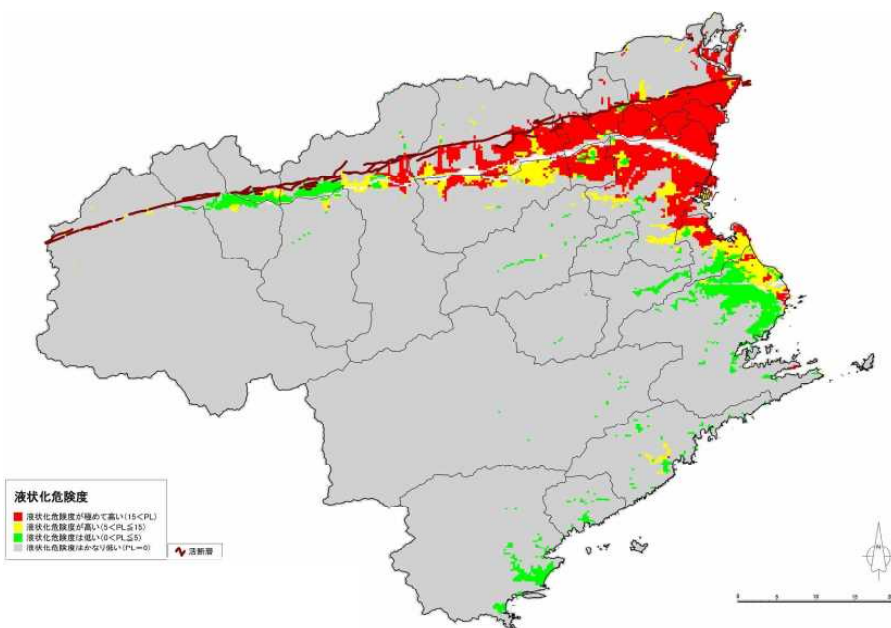


図2-6 中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布

## 2. 想定される被害の状況

### (1) 過去の地震による被害状況

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる旧耐震基準の住宅の倒壊や家具の転倒による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等においては、建築物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています。

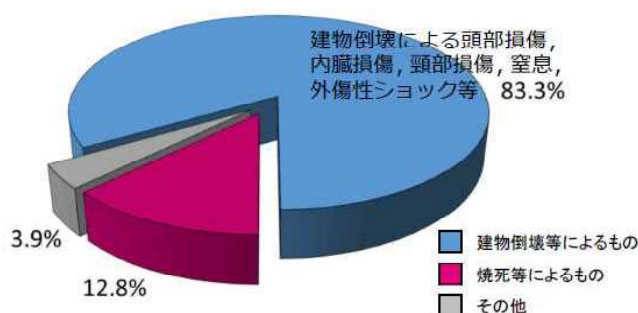


図2-7 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因

資料：（平成18年版防災白書より）

平成28年4月に発生した熊本地震では、数多くの建築物が倒壊する被害が発生しました。日本建築学会が、地震動が大きく建築物の被害が著しかった熊本県上益城郡益城町中心部で実施した悉皆調査では、旧耐震基準（昭和56年5月以前）の木造建築物の倒壊率は28.2%（214棟）に上っており、新耐震基準（昭和56年6月以降）の木造建築物の倒壊率（昭和56年6月～平成12年5月：8.7%（76棟）、平成12年以降：2.2%（7棟））と比較して顕著に高かったとされています。

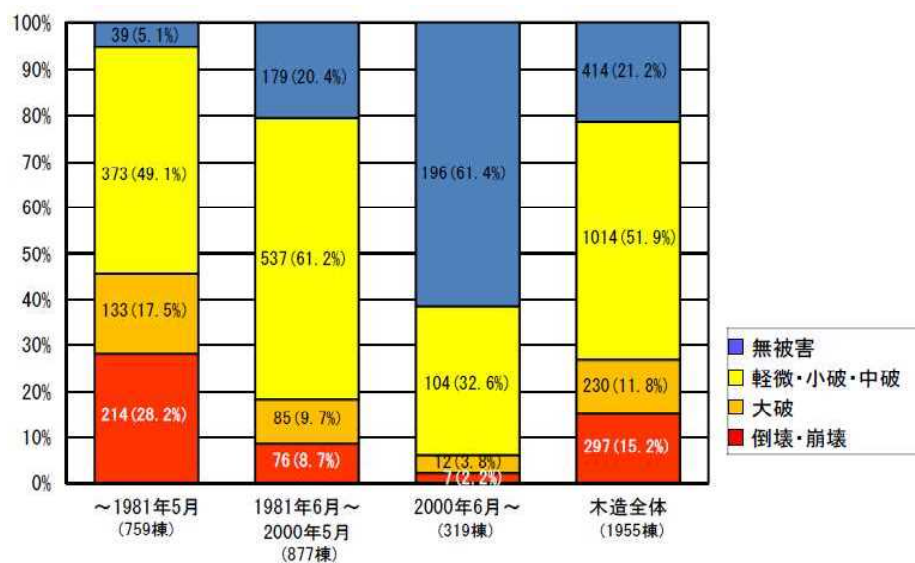


図2-8 木造の建築時期別の被害状況

資料：（熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）より）

(2) 徳島県で想定される被害状況

建物被害の想定では共に「冬の18時」で倒壊や消失が多く、人的被害では共に「冬の深夜」で死者数が多い予測となっています。

表2-3 最大被害想定

	南海トラフ巨大地震		中央構造線・活断層地震	
	全壊棟数 (冬の18時)	死者数 (冬の深夜)	全壊棟数 (冬の18時)	死者数 (冬の深夜)
揺れ	1,200	80	1,600	100
液状化	20	0	10	0
急傾斜地	30	若干数	20	若干数
津波	0	0	0	0
火災	10	若干数	20	若干数
計	1,260	80	1,650	100

「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」では耐震化により死者数を9割以上減少する被害軽減効果があるとされています。

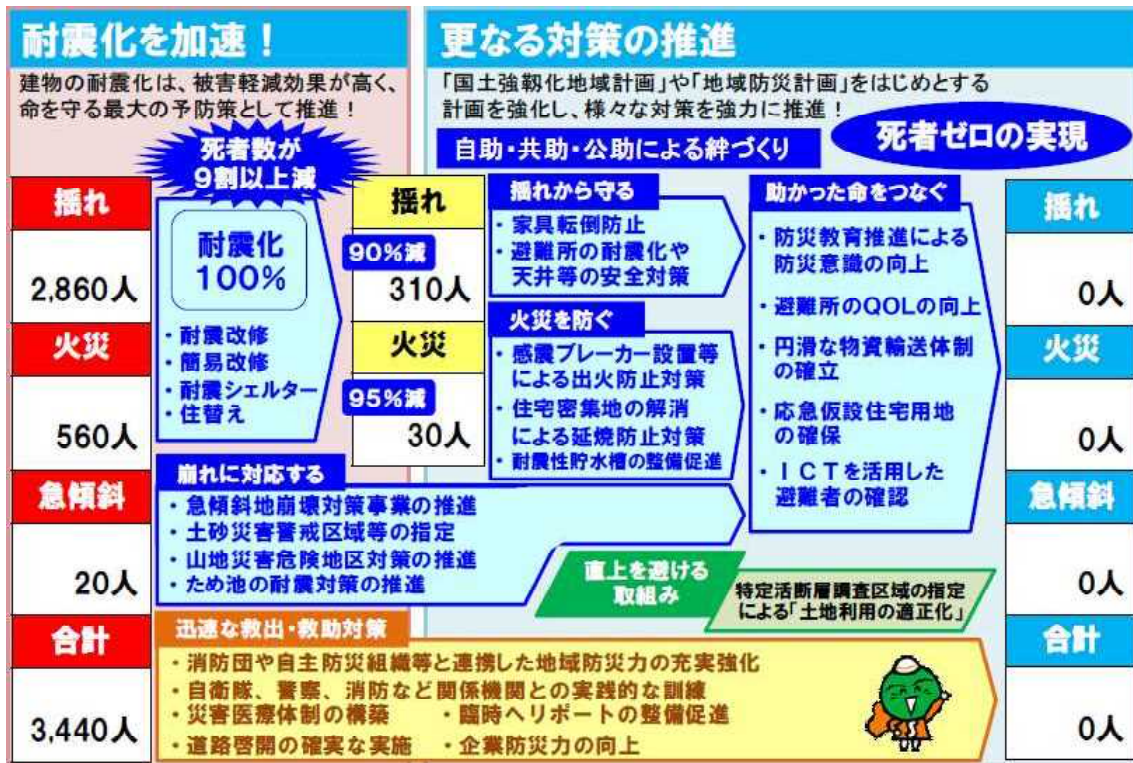


図2-9 中央構造線・活断層地震における被害軽減効果

### 第3章耐震化の状況と目標

#### 1. 耐震化を取り巻く状況

##### (1) 人口の推移と将来推計

本県では、全国を上回る速度で人口減少・高齢化が進み、2015年に約76万人であった人口は、2030年に約65万人、2060年には約43万人にまで減少すると予測されています。

また、65歳以上の人口は、2015年の約23万人（31.0%）が、2030年に約24万人（36.7%）、2060年には約18万人（42.7%）となる見込みです。

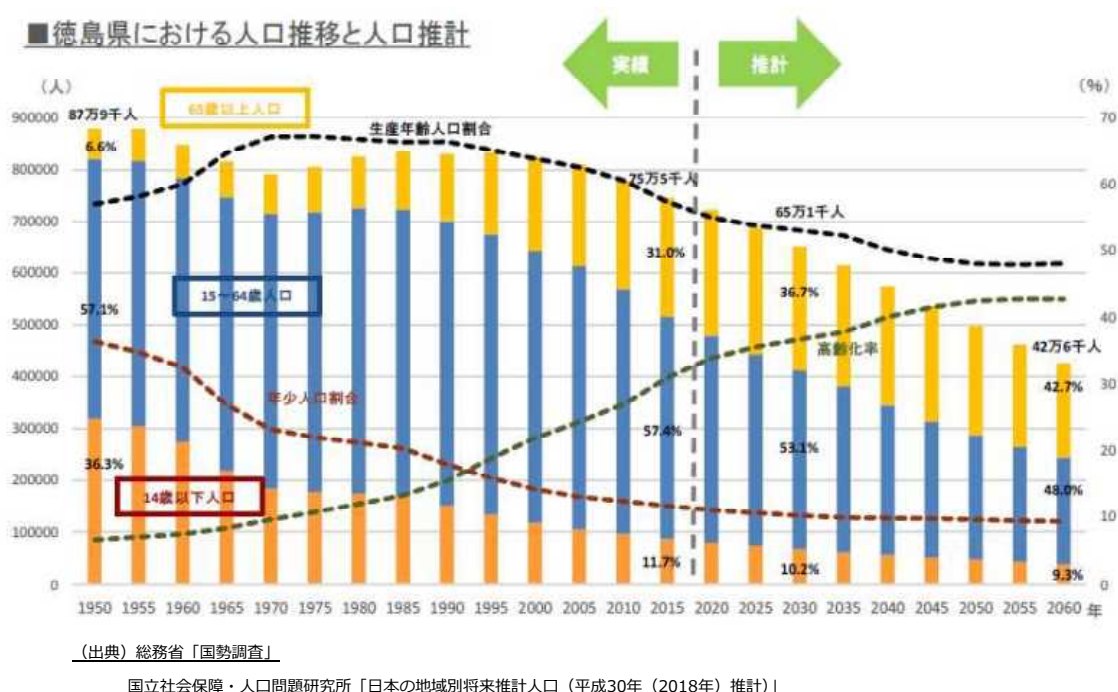


図3-1 徳島県における人口推移と人口推計

## (2) 高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」によると、本県における世帯主の年齢が65歳以上の「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」を合わせた世帯数の、一般世帯総数に対する割合が、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には3割を超えると見込まれています。家族の分散居住や少子化の影響により、高齢者のひとり暮らしや夫婦だけで暮らす世帯が増えてきており、今後もこの傾向が続くことが予想されています。

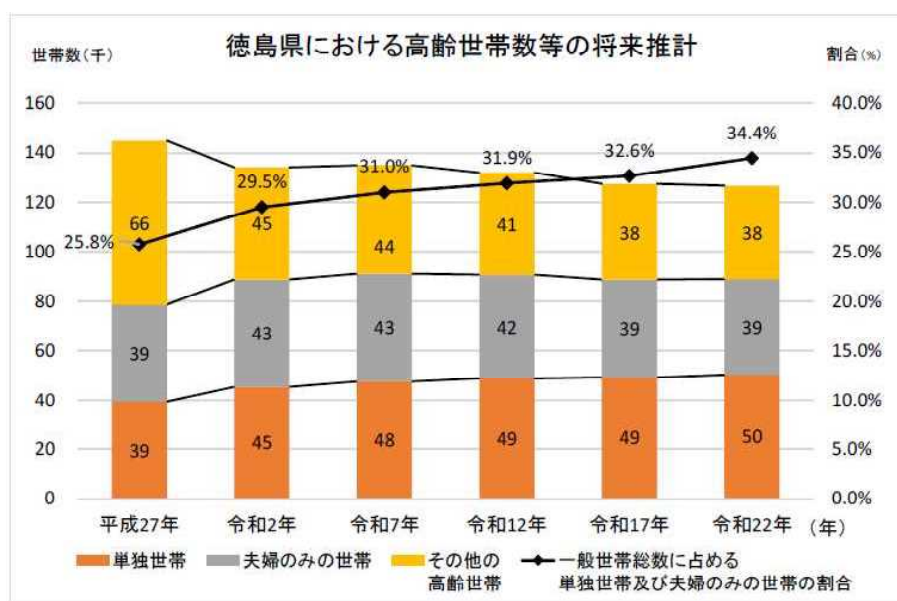


図3-2 徳島県における高齢世帯数等の将来推計

資料：(国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(2019年)による)

(※高齢世帯：世帯主の年齢が65歳以上の世帯)

なお、平成27年国勢調査によると、高齢者のいる世帯の住居については、持ち家に住む世帯が全体では87.6%であり、「高齢単身世帯」73.1%、「高齢夫婦世帯」92.1%、「同居世帯」93.5%と、いずれの世帯でも持ち家の比率が「一般世帯」を上回っています。

表3-1 徳島県における住宅の所有関係

(単位：世帯)

区分	持ち家	その他	計
住宅に住む一般世帯	209,945	90,986	300,931
	69.8%	30.2%	100.0%
65歳以上の高齢者のいる高齢世帯	126,513	17,928	144,441
	87.6%	12.4%	100.0%
高齢単身世帯 (65歳以上の単身者のみ)	28,597	10,532	39,129
	73.1%	26.9%	100.0%
高齢夫婦世帯 (いずれかが65歳以上の夫婦のみ)	37,679	3,225	40,904
	92.1%	7.9%	100.0%
同居世帯	60,237	4,171	64,408
	93.5%	6.5%	100.0%

資料：(平成27年国政調査による)

## 2. 特定建築物の耐震化

### (1) 耐震化の状況

本市内の特定建築物の棟数は令和3年3月31日現在で122あり、そのうち耐震性があると認定されている建築物が86棟で、耐震化率は70.5%となります。

表3-2 特定建築物の耐震化の現状（令和2年度末時点）

建物用途	棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率 (%)
		1981年 以前	1982年 以降	小計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校	20	7	13	20	100.0%
上記以外の学校	0	0	0	0	－%
体育館（一般公共の用に供されるもの）	2	0	2	2	100.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運 動施設	0	0	0	0	－%
病院・診療所	13	0	10	10	76.9%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	1	0	1	1	100.0%
集会場、公会堂	5	2	3	5	100.0%
展示場	0	0	0	0	－%
卸売市場	0	0	0	0	－%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	4	1	2	3	75.0%
ホテル、旅館	3	0	3	3	100.0%
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	24	3	9	12	50.0%
事務所	5	0	2	2	40.0%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその 他これらに類するもの	5	1	4	5	100.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	3	1	2	3	100.0%
幼稚園、保育所	1	0	1	1	100.0%
博物館、美術館、図書館	0	0	0	0	－%
遊技場	0	0	0	0	－%
公衆浴場	0	0	0	0	－%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	0	0	0	0	－%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービ ス業を営む店舗	0	0	0	0	－%
工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除 く）	4	0	3	3	75.0%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建 築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0	0	0	0	－%
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のため の施設	0	0	0	0	－%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な 建築物	4	1	3	4	100.0%
<b>小 計</b>	<b>94</b>	<b>16</b>	<b>58</b>	<b>74</b>	<b>78.7%</b>
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	28	0	12	12	42.9%
<b>小 計</b>	<b>28</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>42.9%</b>
<b>合 計</b>	<b>122</b>	<b>16</b>	<b>70</b>	<b>86</b>	<b>70.5%</b>

※1：徳島県耐震改修促進計画における特定建築物とは次のものをいう。

- (1)表3-2に示す建築用途（次の(2)～(5)を除く）で延床面積が1,000㎡以上かつ3階建て以上の建築物
- (2)小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、老人ホーム、老人福祉施設等は、延床面積が1,000㎡以上かつ2階建て以上の建築物
- (3)体育館（一般の用に供されるもの）は、延床面積が1,000㎡以上かつ1階建て以上の建築物
- (4)幼稚園・保育所は、延床面積が500㎡以上かつ2階建て以上の建築物
- (5)一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

## (2) 目標

災害時に重要な機能を果たす防災拠点または避難所となる施設は特定多数が利用する特定建築物のうち「学校」「庁舎」は特に早急な耐震化が必要であるとして対策に取り組み、令和3年3月31日時点で耐震化率100%を達成しています。

また、市営住宅については、「美馬市地域防災計画」や「美馬市公営住宅長寿命化計画」等に基づき、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、財政事情等を十分考慮しつつ、耐震化を進めていきます。

表3-3 特定建築物のうち4用途の耐震化(令和2年度末)

(単位：棟)

建物用途	棟数 (A)	S55以前		S56以降 (D)	耐震性 あり (E=C+D)	耐震化率 (%) (E/A)
		耐震性 なし(B)	耐震性 あり(C)			
学校	20	0	7	13	20	100.0%
病院	13	3	0	10	10	76.9%
庁舎	4	0	1	3	4	100.0%
公営住宅	15	0	3	1	4	26.7%

### 3. 住宅の耐震化

#### (1) 耐震化の状況

平成30年の住宅・土地統計調査によると、美馬市の住宅の耐震化の状況は表3-4のとおりです。居住世帯のある住宅約11,480戸のうち、耐震性がある住宅は約8,708戸で耐震化率は75.9%です。

表3-4 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

区分	住宅総数 (A)	旧耐震基準(S55以前) の住宅		新耐震(S56以 後)の住宅数 (D)	耐震性ありの 住宅数 (E=C+D)	耐震化率 (%)
		うち耐震性なし(B)	うち耐震性あり(C)			
		戸建住宅	9,820			
共同住宅等	1,660	1,477	835	825	1,420	85.5%
			240			
			595			
合計	11,480	4,844	2,772	6,636	8,708	75.9%
			2,072			

資料：(平成30年住宅・土地統計調査による)

#### (2) 木造住宅の耐震化に関する事業の実績

本市では、耐震性が不足している可能性のある木造住宅を対象に、耐震化の支援事業として耐震診断支援事業及び耐震補強計画支援事業や耐震改修支援事業を実施しています。

また、簡易な耐震化の支援事業として、耐震シェルターと耐震ベット設置事業等の事業を行っておりますが、美馬市では簡易な改修よりも本格的な耐震改修を申し込む方が9割以上となっております。

表3-5 木造住宅耐震支援事業実績

事業名	~H28	H29	H30	R1	R2	合計
木造住宅耐震診断 支援事業	105	38	19	31	13	206
耐震補強計画 支援事業		17	13	17	8	55
木造住宅耐震改修 支援事業	8	6	5	2	2	23
耐震シェルター設置 支援事業	1	2	0	0	1	4
住替え支援事業	7	7	1	4	3	22
住まいのスマート化 支援事業					1	1
住まいの安全・安心な リフォーム支援事業	7	3	0	0		10



### (3) 目標

地震発生時の被害を軽減するためには、住宅の耐震化に引き続き取り組んでいく必要がありますが、各世帯における様々な事情から耐震化が実施できない状況も浮彫となってきました。

こうしたことから、耐震化の促進を目指すとともに、住宅が被災したとしても住んでいる方の命だけは守る「減災化」の視点も取り入れ、地震発生時における「死者ゼロ」を新たな目標に取組を推進していきます。

#### <参考>

「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(東日本大震災復興構想会議(平成23年6月25日))より  
第1章(2)地域づくり(まちづくり、むらづくり)の考え方

##### ① 「減災」という考え方

今回の津波は、これまでの災害に対する考え方を大きく変えた。今回の津波の浸水域は極めて広範囲であり、その勢いは信じ難いほどに巨大であった。それは、物理的に防御できない津波が存在することをわれわれに教えた。この規模の津波を防波堤・防潮堤を中心とする最前線のみで防御することは、もはやできないということが明らかとなった。

今後の復興にあたっては、大自然災害を完全に封ざることができるとの思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が重要である。この考え方に立って、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備えなければならない。

## 第4章「死者ゼロ」を実現するための施策

---

### 1. 建築物に対する取組

#### (1) 基本的な取組方針

本市が所有する公共施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たします。

このため、防災上重要な施設については、重点的に耐震化すべき建築物として取り組んでいきます。

また、民間施設についても、不特定多数の者が利用する施設、災害応急対策活動に必要な施設、ハザードマップ等に示された避難所と位置づけられている施設、避難路の沿道にある施設については迅速な耐震化が図られるよう、ご指導・助言を行います。

#### (2) 耐震診断を義務付ける建築物

##### ア. 不特定多数の者が利用する大規模建築物

「不特定多数の者が利用する建築物等で大規模なもの」は、倒壊した場合の人的被害や周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、耐震改修促進法附則第3条第1項において、「要緊急安全確認大規模建築物」として耐震診断が義務化されています。

##### イ. 防災拠点建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める「大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物」は、地震時における応急対策活動の中心となる施設や避難所となる施設等で、「要安全確認計画記載建築物」として耐震診断の結果の報告が義務付けられます。

県では、市町村の地域防災計画において、地震発生時に緊急性が高く代替施設がない施設及び地震・津波時の避難所として位置づけられている施設を防災拠点建築物（要安全確認計画記載建築物）として指定しております。

## ウ. 避難路沿道建築物

地震発生時に、重要な道路の沿道建築物が倒壊することにより、避難行動や緊急物資輸送に影響し、復旧活動や応急活動に支障をきたします。このため、大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送道路として定めています。

徳島県耐震改修促進計画においては、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号に基づき、沿道の敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震発生時に通行を確保すべき道路として、徳島県地域防災計画において定められた「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」、「第3次緊急輸送道路」が指定されています。また、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき、沿道に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断を義務化する路線として「国道192号」「国道193号」が指定されております。

本市においても、耐震改修促進法第6条第3項第1号及び第2号に基づき、徳島県地域防災計画において定められた「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」、「第3次緊急輸送道路」を地震発生時に通行を確保すべき道路とし、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

表4-1緊急輸送道路

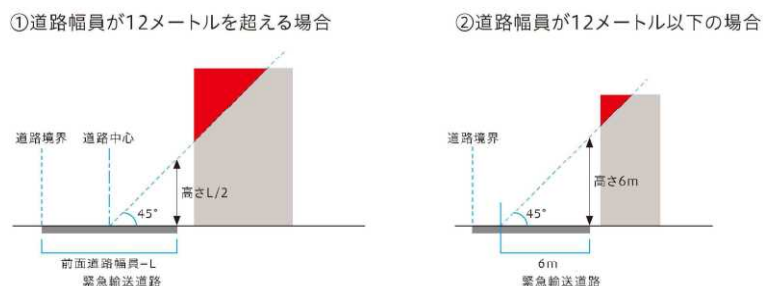
区分	路線名	管理区分	区 間
第1次 緊急輸送道路	四国縦貫自動車道	西日本高速道路(株)	徳島IC～井川池田IC～三好市愛媛県境
	国道192号	国	徳島市～三好市 愛媛県境
	国道193号	県	美馬市香川県境～国道192号(美馬市)
	国道438号	県	美馬IC～美馬市香川県境
第2次 緊急輸送道路	国道438号	県	美馬IC～鳴門池田線(美馬市美馬町)
	国道492号	県	国道192号(美馬市穴吹町)～美馬市木屋平SC
	国道377号	県	全線(香川県内美馬市近傍)
	鳴門池田線	県	阿波市～三好市<事業中>
	美馬貞光線	県	全線(美馬市美馬町～つるぎ町貞光)
第3次 緊急輸送道路	国道438号	県	神山町役場～つるぎ町一字支所
	国道492号	県	木屋平市民SC～国道438号線

1)対象区間は美馬市内のみ

2) 事業中のものは、供用開始時に緊急輸送道路と位置づける。

## 耐震診断義務化の対象となる建築物

建築物の高さが、建築物のそれぞれの部分から道路の境界線までの水平距離に前面道路の幅員の2分の1（幅員が12m以下の場合には6m）を加えたものを超える建築物



## 2. 住宅に対する取組

### (1) 基本的な取組方針

住宅の耐震化の目的は、生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることです。

世帯構成や生活形態、現状の耐震性の状況等により必要となる対策も異なるため、個々の状況に応じた誘導が必要です。

徳島県が行った実態調査では、特に高齢世帯は、後継者がいない、多額の費用負担が生じるなどの理由や、築年数が古いせいで耐震性が著しく低く耐震改修が困難であるため、耐震診断すらなかなか進まない状況があり、耐震改修を諦めてしまっている場合があります。

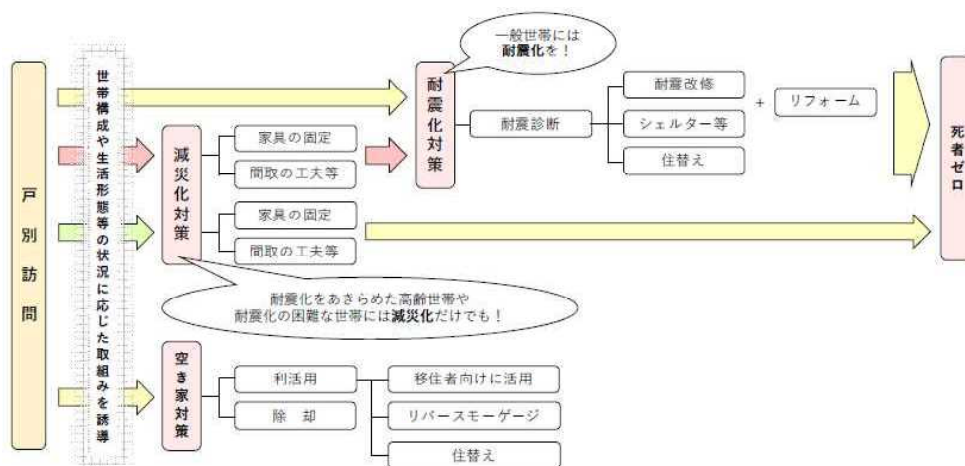


図4-2 世帯別の取り組み例

すぐには耐震化によって住宅全体の安全性を確保することができないとしても、地震災害から高齢者をはじめ全ての方の命を守るために、被害を軽減する「減災化」の視点も重要であると考えます。そのため、耐震診断・耐震改修の促進を前提に、事情のある高齢世帯や津波から避難する必要がある地域の住宅などに対して、「減災化」を目的とした施策も取り入れ「死者ゼロ」を目指します。

## (2) 命を守る取組

### ア. 住む人に合った耐震改修

耐震診断の結果、耐震性なしと診断された住宅で生活している人の命や財産を、地震による住宅の倒壊の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが必要です。

しかしながら、一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。このため、家族の状況、生活環境等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的に行い、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に進めることなど、実情に合った耐震改修方法を提案します。

### イ. 命を守る住まいの補強

住宅の所有者の生活環境や経済的な理由等で、大がかりな耐震改修工事が出来ない場合は、地震による住宅の倒壊から人命を守るため、住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室などの個室を補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となります。

そこで、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。

### ウ. 住み替え

実態調査でも「建て替えた方が早い」「解体予定・移住の予定あり」という方が少なからずおられたように、現在の住宅への対策だけでなく、耐震性のない老朽化した住宅の建替えや除却も耐震化の有効な手段です。

建替えはもちろん、別居家族との同居や高齢者向け住宅への住み替え等、住宅の除却について支援していきます。

### エ. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化、新生活様式への住まい側からの対応の有効な手段の一つとしてICT（情報通信技術）の活用が考えられます。そのため、住まいにおいてICTを活用する「住まいのスマート化」をひとつの動機付けとして、リフォームと併せた木造住宅の耐震化を促すことで、より一層の耐震化・減災化に努めます。

本市では、「耐震改修支援事業」または「耐震シェルター設置支援事業」とあわせて実施する、ICTやAI（人工知能）を活用した整備の設置（スマート化工事）や省エネルギー化工事、バリアフリー化工事の費用の一部を補助する「住まいのスマート化支援事業」を実施しています。

オ. 電気火災予防対策

東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件で、そのうち過半数が電気関係の出火でした。

このため、感震ブレーカー等の設置により地震時の電気を遮断することで、電気起因する出火が相当程度抑制されると考えられることから、県では、耐震改修と併せて設置する感震ブレーカーに対する支援を行い、発災時の火災予防対策に努めます。

**地震の時、自動で電気を遮断できる  
感震ブレーカーをつけましょう**

**お知らせ**

**ご存じですか？  
地震による火災の過半数は  
電気が原因という事実。**

東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。

東日本大震災における火災の発生原因

その他	46%
電気関係	54%

**電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です。**

「感震ブレーカー」は、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

主な感震ブレーカーの種類

- 分電盤タイプ(内蔵型)
- 分電盤タイプ(後付型)
- コンセントタイプ
- 要領タイプ

感震ブレーカーは、延焼危険性や避難困難度が特に高い「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域<sup>(※1)</sup>」及び「防火地域・準防火地域<sup>(※2)</sup>」において、緊急的・重点的な普及促進が必要とされています。

内閣府<sup>(※3)</sup>において、感震ブレーカー(分電盤タイプ)の「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の全ての住宅等及び「防火地域・準防火地域」の住宅等への設置が勧奨的事項となり、それ以外の住宅等への設置が推奨的事項となりました。

(※1) 延焼危険な電気火災の発生・延焼等の危険解消に優先的に取り組むべき地域として地方自治体が指定した地域のことです。(詳細については、本資料最終ページの図表より詳細な図表について「解説」(平成30年5月)を参照してください。)  
(※2) 防火地域とは、防火地帯・準防火地域、防火地区の総称を指し、(法)に防火建築物を築くことが求められます。  
(※3) 消防庁とは、防災対策等における電気設備の保安を確保することを目的として普及された施設規格です。設計・施工についての技術的な事項をすべて包含し、これをわかりやすく記述したもので、(一社)日本電気設備協会が協賛の形で発行されました。

図4-3 図感電ブレーカ案内パンフレット(発行：内閣府、消防庁、経済産業省)

(3) 情報提供と普及啓発

耐震改修を進めることは、個人の安全性の向上のみならず、周辺の防災まちづくりを進める上で重要です。より多くの市民に地震の危険性や建築物の耐震性についての正確な知識や情報を提供できるよう、パンフレットや市のホームページを活用し、耐震診断・耐震改修の方法や進め方、支援制度等について広く周知することで、耐震化・減災化に興味を持ってもらい、住民の意識の向上を図ります。

表4-2 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

木造住宅耐震診断支援事業（平成16年度～）		
耐震診断	対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年5月31日以前に着工した木造住宅</li> <li>3階建て以下の在来軸組工法、枠組み壁工法、伝統工法で建てられたもの（木造プレハブは除く）</li> <li>現在居住している住宅または改修後居住する予定の住宅</li> <li>併用住宅、共同住宅、長屋、借家を含む</li> </ul>
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>40,800円（戸建） 81,600円（長屋・共同住宅）</li> <li>うち自己負担3,000円（戸建）または6,000円（長屋・共同住宅）</li> <li>国、県、美馬市が差額を負担</li> </ul>
耐震補強計画支援事業（平成29年度～）		
補強計画	対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県に登録された耐震診断員が実施する耐震診断で、評点が1.0未満のもの</li> <li>耐震シェルター設置および住替え支援事業を予定していないもの</li> </ul>
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>61,200円（戸建） 122,400円（長屋・共同住宅）</li> <li>国、県、美馬市が全額を負担</li> </ul>
木造住宅耐震改修支援事業（平成17年度～）		
本格改修	対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県に登録された耐震診断員が実施する耐震診断で、評点が1.0未満のもの</li> <li>改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事</li> <li>「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として徳島県に登録した者が施工</li> <li>高さ1.5m以上の家具を固定すること</li> <li>分電盤タイプの感震ブレーカーを設置すること</li> </ul>
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、美馬市が改修工事費の5分の4を補助</li> <li>県、美馬市が感震ブレーカー設置費10万円を補助</li> <li>補助金の上限は110万円</li> </ul>
耐震シェルター（ベッド）設置支援事業（平成28年度～）		
耐震 シェルター  耐震 ベッド	対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県に登録された耐震診断員が実施する耐震診断で、評点が1.0未満のもの</li> <li>徳島県が認定している耐震シェルター、耐震ベッドを設置</li> <li>「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として登録した者が施工</li> <li>高さ1.5m以上の家具を固定すること</li> </ul>
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、美馬市が設置費の5分の4を補助</li> <li>補助金の上限はシェルターが100万円、ベッドが40万円</li> </ul>
住替え支援事業（平成27年度～）		
住宅の 除却工事	対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅（旧耐震基準住宅）</li> <li>徳島県に登録された耐震診断員が実施する耐震診断で、評点が0.7未満のもの</li> <li>建替えまたは住替えのために古い住宅のすべてを除却する工事</li> <li>建設業許可業者または解体業登録業者が施工</li> </ul>
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、美馬市が除却工事費の5分の2を補助</li> <li>補助金の上限は30万円</li> </ul>
住まいのスマート化支援事業（令和2年度～）		
スマート 化工事	対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せて行う工事</li> <li>[必須] ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事</li> <li>[任意]省エネルギー化工事およびバリアフリー化工事</li> </ul>
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、美馬市が工事費の3分の2を補助</li> <li>補助金の上限は30万円</li> </ul>

住まいのスマート化支援事業（令和2年度～）		
所得税の特別扣除制度	対 象	・ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、令和3年12月31日までに評点が1.0以上とする耐震改修工事をした居住者
	費 用	・ 耐震改修の標準的な工事費から補助金を除いた額の10%(上限25万円)を所得税から控除
固定資産税の減額措置	対 象	・ 昭和57年1月1日以前から存在する住宅で、令和4年3月31日までに評点が1.0以上となる50万円超の耐震改修工事を行った住宅
	費 用	・ 翌年度分の固定資産税について2分の1に減額（1戸あたり120㎡相当分までに限る）



図4-4 「待ったなし！住まいの耐震化」ポスター



図4-5 「住まいのスマート化」パンフレット



## 第5章地震に対するその他安全対策

### 1. 空き家対策の取組

#### (1) 空き家の現状

平成30年住宅・土地統計調査の結果に基づく本県の「その他の空き家」数は、39,300戸と5年前に比べて3,300戸増加し、「その他の空き家」率も10.3%と平成25年から0.4ポイント増加しており、今後も少子高齢化により増加するものと考えられます。

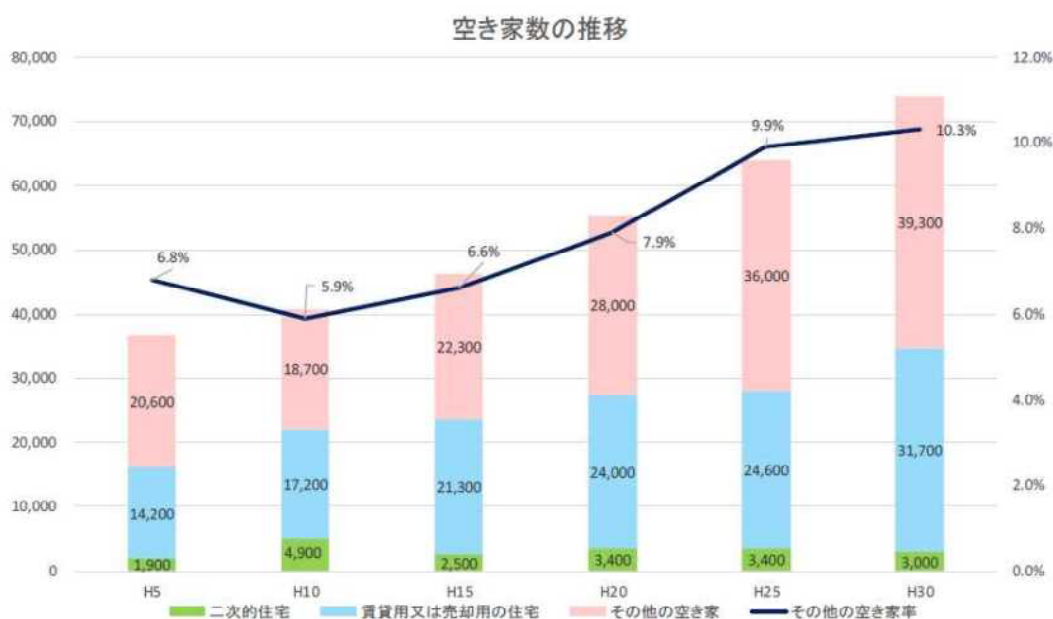


図5-1 徳島県の空き家の現状

資料：(住宅・土地統計調査による)

老朽化した空き家は、地震による倒壊で隣地に被害をもたらすおそれがあると同時に、倒壊による家屋のがれきが前面道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通・救助活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空き家を状態に応じて耐震改修又は除却することで、地震被害を軽減することが必要です。

また、現在居住している住宅についても、将来、空き家となり放置されることのないような取組が必要です。

## (2) 空き家施策との連携

老朽危険空き家の除却支援や、良好な空き家を移住や活用を希望されている方がリノベーションして利活用するための支援など、支援制度の周知、普及啓発に努め、市町村とともに積極的な活用を促進していきます。

### ア 活用

良好でも耐震性のない空き家をリノベーションして活用する際、耐震改修も併せて行うことで耐震化が図られるよう、空き家に対しても耐震化の支援を行います。

また、現在居住されている住宅についても市町村と連携し、

- ・ 空き家になる前から意思表示してもらうことで有効活用が可能な事前登録制度の活用
- ・ リバースモーゲージ\*を活用した耐震化や子育て世帯への借家活用
- ・ 高齢世帯の住み替え先の新たな受け皿づくりを検討し、耐震化して移住者が利活用できる環境整備

など、空き家とならないよう取り組んでいきます。

※リバースモーゲージとは、自宅を担保に、自宅のリフォームや住替える先の資金等を借入れし、借入金は借入人が死亡したときに不動産を処分して返済する仕組みです。

今は空き家を活かせる時代

とくしま  
空き家  
スタイル

全国的に「空き家」をリノベーションして、住宅・オフィス・カフェなどの新しい用途で活用する事例が増えています。築50年や築90年でも生まれ変わった実例があるほど。過去の価値感に左右されない、新しい発想が生まれている時代。あなたの「空き家」を活かすヒントが見つかるかもしれません。

before after

第100年の木造東屋を光の差し込む事務所と住宅にリノベ【佐那河内村】

長屋の1つをオフィスに改修したモノサス【神山村】

昭和のレトロ感を残したクラム咖啡【美馬市】

築90年の商店をリノベしたまげんカフェ【美波町】

「空き家」はどう活かす!?

1. 自分や家族が住む
2. 貸す・売る
  - 空き家バンクに登録する ○不動産屋に相談する
  - そのまま貸す・売る ○リノベーションしてから貸す・売る
  - 時間がない方は、片付けサービスなども利用

※相続した家を売却する際は譲渡所得の特例措置を利用できる場合もあります
3. 管理する
  - 定期的にメンテナンスして適切に管理する
  - 「空き家管理サービス」を利用する
4. 解体する
  - 周囲に被害を与えてしまう空き家は解体する  
(市町村によっては解体費に対する補助があります)
  - 駐車場やポケットパークなど新しい用途で活用する

「とくしま帰帰」住宅対策総合支援センター

徳島県徳島市山内町字白住台299-3(徳島健康科学総合センター3階 徳島県住宅供給公社内)

TEL.088-666-3124 FAX.088-666-3125  
E-MAIL: soudan@tokushima-akiya.jp

詳しくはWEBで。 とくしま帰帰 空き家

○一般相談:平日午前9時～午後5時まで ○専門相談:毎月第2、第4水曜日 午後1時～午後3時まで【予約制】

図5-2 空き家活用啓発パンフレット

## イ 除却

空き家を適正に管理せず放置しておく、周辺の居住環境の悪化に繋がるだけでなく、老朽化した空き家は、地震や台風で倒壊し通行人への危害や避難路閉塞を生じさせるおそれがあります。

このため、美馬市では空家法第6条第1項に規定する「美馬市空家等対策計画」を策定し、道路沿いの老朽危険空き家の除却に対して助成を行い、地域の防災性の向上や地震時の空き家に起因する災害の予防に努めています。

また、耐震性のない住宅からの住み替えの際、空き家として放置されないよう、現在居住している住宅の除却に対する支援を行うことで、空き家発生抑制に努めます。

## 2. 危険なブロック塀の改善

平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、老朽化した危険なブロック塀の倒壊により死者が発生する被害が問題となりました。

このように危険ブロック塀の倒壊は、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、倒壊により避難路を閉塞するなど、被災者の避難や救助、消火活動、物資の輸送等に支障が生じる可能性もあり、危険ブロック塀の倒壊防止対策は重要です。

本市では平成30年度より、美馬市地域防災計画において避難路として位置づけされた国道・県道・市道に面する、危険なブロック塀の撤去及び軽量フェンス等安全な工作物等に改修する費用の一部を補助する「美馬市ブロック塀等撤去促進事業」を実施しております。

また、ブロック塀の倒壊による危険性や転倒防止対策の重要性について、音声告知端末や市の広報により市民に周知を行っております。

美馬市ブロック塀等撤去促進事業	
対 象	(1) 避難路沿道等に面し、安全が確認できない高さ1m以上のブロック塀等 (2) 対象となるブロック塀について高さ40cm未満となるよう撤去する工事 (3) 対象となるブロック塀等を撤去し、その範囲内で軽量フェンス等へ建替える工事
費 用	(1) 撤去工事費：補助対象工事費の3/2(上限66,000円) (2) 建替工事費：補助対象工事費の3/2(上限333,000円) ※ (1) (2) の補助金の併用はできません。

表5-1 ブロック塀等撤去促進事業（補助対象となるブロック塀等）

# ブロック塀を点検しよう！



地震により、倒壊したブロック塀(平成19年西濃圏中継所建設)  
(写真提供: 美馬市)

過去の震災で、多くのブロック塀の倒壊被害がありました。  
倒壊した塀の下敷きになって死傷者が発生しています。  
また、倒壊した塀は、道路をふさぎ、避難や救助・消火活動を妨げる場合もあります。  
ブロック塀の安全性を点検して、災害に備えましょう！

### ブロック塀の点検表

点検日: \_\_\_\_\_  
点検場所: \_\_\_\_\_

**点検**  
点検項目に付いて、是か否かを、当欄に記し、倒壊危険、保全措置を求めましょう。

◆基本仕様の点検(基準仕様)

点検項目	基準	基準点	評価点
車道側の高さ	1.8m未満	1.0	◎
	1.8m以上、2.0m未満	0	
高さの増減幅*	なし	1.0	◎
	あり	0	
壁厚状況	厚み低	1.0	◎
壁の設置*	土留め等、地震等と関係なし	0	
	壁の下に擁壁なし	1.0	◎
壁の高さ*	壁の下に鉄筋あり	0	
	1.2m以下	1.0	◎
	1.2mを超え、2.0m以下	0	
壁の厚さ	15cm以上	1.0	◎
	15cm	0	
透かしブロック	なし	1.0	◎
	あり	0	
塗装*	なし	1.0	◎
	あり	0	
窓と壁	あり	1.0	◎
	なし	0	
かさね	あり	1.0	◎
	なし	0	

◆壁仕様の外観点検(点検項目の評価点の合計)

点検項目	評価点	倒壊危険	保全措置
基本仕様の点検	0.0	◎	
北側の傾き	あり	0.7	
ひび割れ	なし	1.0	◎
	あり	0.7	
傾斜	なし	1.0	◎
	あり	0.7	
美しい佇まい	なし	1.0	◎
	あり	0.7	

◆倒壊危険の点検(倒壊危険)

点検項目	倒壊危険	保全措置
穴あき*	1.0	◎
倒壊危険	あり	0.7
大きく倒壊	あり	0.7

◆倒壊危険の点検(倒壊危険)

点検項目	倒壊危険	保全措置
傾斜・転倒防止対策等の有無	あり	1.0
	なし	0.0

\*穴あきには、点検者署名・ポスト等に記入ください。

図5-3 ブロック塀を点検しよう (発行: 四国すまいづくり推進会議)

### 3. ハザードマップや防災マップの公表

住民意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、ハザードマップを作成し、地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握しておく必要があります。

本市のホームページで「美馬市総合防災マップ」、「土砂災害ハザードマップ」、「ため池ハザードマップ」、「山地災害防災マップ」などの防災情報を公開しております。また、Web版ハザードマップは令和4年4月公開予定です。

### 4. 地震保険への加入促進

住民にとって、地震災害時の家屋が倒壊することによる経済的な負担は大きく、各自が地震保険に加入することは、各々の財産を守る上で重要であり、それを促進することで地震を初めとする各種災害に対する意識の向上を図り、防災への取り組みを促進します。

## 第6章「死者ゼロ」を実現するための体制づくり

### 1. 基本的な方針

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各関係機関の連携・役割分担により耐震化・減災化を促進します。

#### (1) 所有者等の自助努力

住宅・建築物の耐震化・減災化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。

住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化・減災化を進めることが重要です。

#### (2) 所有者等への支援

国・県・市町村は、こうした所有者等の取組を支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取組を総合的に進めていきます。

### 2. 役割分担

住宅・建築物の所有者等と国・県・市町村及び関係団体は、それぞれの役割分担のもと、相互に連携を図りながら耐震化・減災化の促進に努めます。

#### (1) 県・市町村及び関係団体との連携

徳島県では、市町村及び関係団体で「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しており、県内における住宅・建築物に関する耐震化の現状把握や目標設定に努め、県と市町村の施策に関して連携を図り、耐震化を促進します。

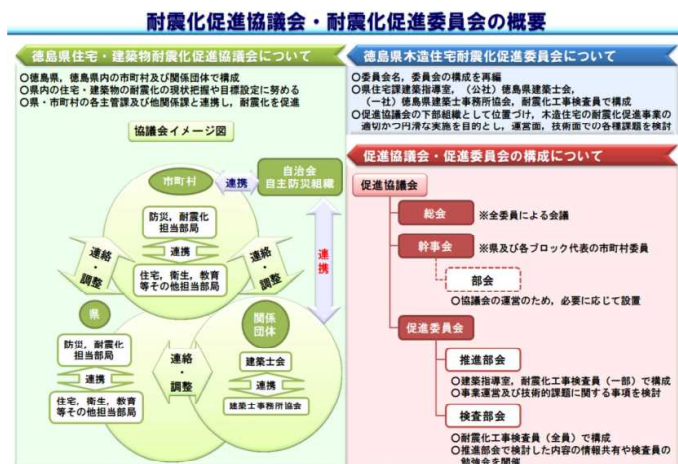


図6-1 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会の概要

## (2) 関係団体との連携

建築士や大工などの設計・施工に携わる方々で構成される建築士会や建築士事務所協会、建設労働者による組合をはじめ、勤労者に良好な居住環境をもつ住宅を供給してきた住宅供給公社などの建築関係団体と連携協力のもと、戸別訪問や各種イベントでの相談会などを活用して「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」などを周知していきます。

## (3) 自主防災組織等との連携

より地域に根ざした耐震化・減災化の促進には、地域の最小単位である自主防災組織や自治会ごとに、耐震化・減災化を含めた防災意識の向上や情報共有が行われることが重要です。

自主防災組織の結成促進と活動の活性化を指導、支援することで、地域としての耐震化・減災化の意識の高まりを推進するよう努めます。

また、建築物等の耐震化を地域全体の問題と捉え、自主防災組織と連携・協力のもと住宅の耐震化・減災化や避難路の危険ブロック塀の解消に努めるとともに、耐震出前講座を開催し「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」などを周知していきます。

## (4) 福祉部局との連携

手すりの取り付けや段差解消など高齢者の住宅改修支援を行っている介護保険を活用した住宅改修の相談に応じる場面のある地域包括支援センターや介護支援専門員等を通じて、「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」、「建築関係の相談窓口」などを周知する等、地域の高齢者保険福祉施策を進める福祉部局とも連携を図っていきます。

## 第7章その他

---

### 1. 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等

#### (1) 指導・助言の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第1項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第1項、第16条第2項及び第27条第1項に基づき、建築物の所有者に対し必要な指導及び助言を行います。

指導及び助言は、所有者に対して既存建築物の耐震診断・改修の必要性を説明し、それらの実施を促しながら相談する形で行います。

#### (2) 指示の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第2項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第2項及び第27条第2項に基づき、建築物の所有者に対し必要な指示をします。

指示は、指導及び助言のみでは耐震診断・改修が実施されない場合において、再度実施を促し、それでも協力が得られない場合において、具体的に実施すべき事項を明記した指示書を交付する等の方法で行います。

#### (3) 公表の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第3項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第3項及び第27条第3項に基づき、建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、その旨を公表します。

特定建築物は不特定多数の者が利用したり、防災拠点となる場合が多いことから、指示に従わず耐震診断・改修を行わない場合、所有者の社会的責務は大きいと考えます。

なお、公表は、所管行政庁のホームページやその他の適切な方法により、広く県民が閲覧できるようにします。

### 2. 建築基準法による勧告又は命令等

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第3項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第3項及び第27条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震診断・改修を行わない場合等には、次の勧告又は命令を行います。